

飲食業の創業を希望される方へ

シェアキッチン

「創業キッチンアルゴ」をご利用ください

利用者募集要項

【シェアキッチン（初回2ヶ月単位、以後1ヶ月単位の利用）】

東久留米市では、起業家の育成および市内定着の支援を行うため、地域に根ざした産業振興を図るための拠点として、平成31年4月に株式会社ホームコムが運営する飲食業営業許可を持つ介護施設「デイサービス アルゴ参番館」を活用し、「創業キッチンアルゴ」を開設するための協定を締結いたしました。

「創業キッチンアルゴ」は、主に介護施設が営業を行っていない「土曜日」「日曜日」において、今後飲食業の創業を希望される方が、腕試しや事業計画のブラッシュアップを図るために使用できるシェアキッチンとなっております。創業相談等は「東久留米市商工会」が担い、利用者の事業化サポートや育成を行ってまいります。

募集期間：随時

- 1 募集概要について
- 2 応募に係る手続きについて
- 3 施設について

応募先及び問合せ先

〒203-8555

東京都東久留米市本町 3-3-1

東久留米市役所市民部産業政策課 労政商工係

電話番号：042-470-7743

メールアドレス：sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp

1 募集概要について

(1) 利用対象者（下記全てに該当する者）

- ①市内で飲食業の創業をしようとする者、又は考えている者
- ②暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でない者

(2) 利用料・利用時間等

①利用料及び利用時間

15,000 円／月（下記4つの部の一つ当たり）

土曜：午前の部 9時30分～15時00分、午後の部 16時00分～21時30分

日曜：午前の部 9時30分～15時00分、午後の部 16時00分～21時30分

※利用開始から2か月間は10,000円／月

②登録料

10,000 円

(3) 利用承認期間

2年

(4) 見学について

施設管理者と調整となります。問い合わせ先にご連絡ください。

2 応募に係る手続きについて

(1) 応募書類の提出方法

創業キッチンアルゴ 利用審査依頼書及び必要書類を東久留米市産業政策課まで持参によりご提出ください。

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時00分（土日祝日及び正午から午後1時までを除く）

(3) 応募期間

随時

(4) 応募書類

◆個人の場合

- ・利用審査依頼書
- ・住民票の写し
- ・市民税の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）

◆法人の場合

- ・利用審査依頼書
- ・法人の登記簿謄本の写し

・法人市民税の納税証明書

※コピーの提出が不可となります。また、提出書類は返却しません。

(5) 選考方法

書類確認を行い、後日開催する選定委員会にて書類審査及び面談後、合格者のみ当該施設を利用できます。

※下記の項目に該当する場合には、利用できない可能性があるため、項目に該当するか否かについては、お気軽にお問い合わせ下さい。

- ・利用目的が施設設置の目的と異なる場合
- ・利用申請書等に不備がある場合

(6) 応募先及び問合せ先

〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1

東久留米市役所市民部産業政策課 労政商工係

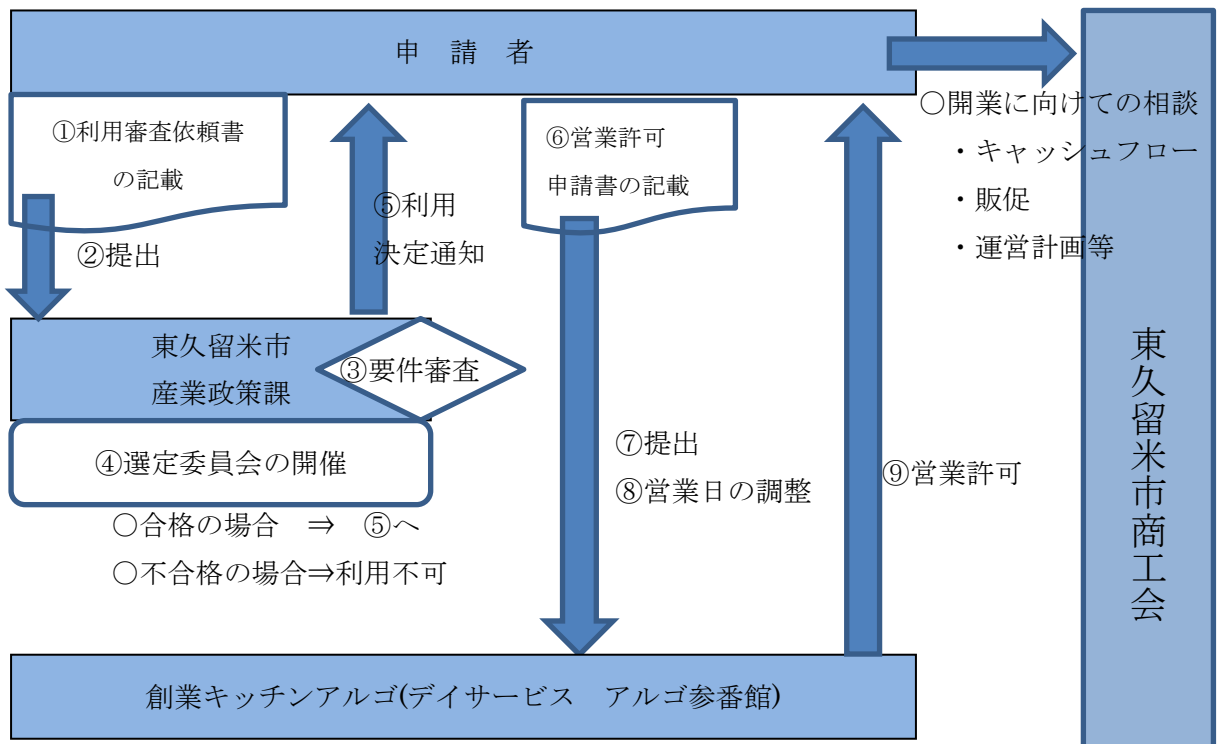
電話番号：042-470-7743

午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日及び正午から午後 1 時までを除く）

(7) 個人情報の取り扱いについて

①利用者の個人情報については、株式会社 ホームコムと共有します。

3 応募～営業までの流れ



4 施設について

(1) 名称

創業キッチンアルゴ (デイサービス アルゴ参番館内)

(2) 所在地

〒203-0033 東京都東久留米市滝山 4-1-40

アクセス：西武池袋線 東久留米駅西口下車 西武バス 13分

(バス停：団地センターより徒歩2分)

(3) 建物

①構造 鉄骨造 1階部分

②開館時間 (介護事業)

営業日：月曜日から金曜日 (土曜・日曜・年末年始は休み)

営業時間：午前8時30分～午後5時00分

TEL：042-420-6548 FAX：042-420-6549

http://home-com.co.jp/argo_sanban.html

※土曜日・日曜日については、1 (2) 利用時間・月額利用料等のおり

利用できる創業希望者が選定され次第、営業を開始します。

③許可 飲食業営業許可

④キッチン設備 別紙のおり